大阪市長 吉 村 洋 文 様

大阪市地方独立行政法人 大阪市民病院機構評価委員会 委員長 清野 佳紀

意 見 書

地方独立行政法人大阪市民病院機構中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下、「法」という。)第25条第3項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 2 信頼される温かな医療の実践
 - (6) 患者の満足度向上

〔意見〕

待ち時間の短縮やボランティアとの協働などを表記するべきである。

- 第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 4 優れた医療人の育成

〔意見〕

医師をはじめとする職員の長時間労働の軽減など、働き方改革を進めることを表記するべきである。

○ その他については、特に意見はない。